

「RD最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施にあたっての協定書」に盛り込むべき事項について（たたき台）

滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室

（甲：滋賀県知事　　乙：RD問題周辺自治会連絡会）

**1（工事完了後のモニタリングの実施と情報公開）**

旧RD最終処分場の場内の浸透水および地下水ならびに旧RD最終処分場の周辺の地下水のモニタリングについては、甲は、二次対策工事完了後、対策工事の効果が確認できるまでの間実施する。併せて、甲は、当該モニタリングの結果の情報を積極的に公開する。

**2（工事完了後に対策効果が不十分と判断された場合の対応）**

一次対策工事および二次対策工事の実施によっても生活環境保全上の支障の除去等の目的が十分に達成されないときは、甲は乙との話し合いを行うとともに、外部の専門家の意見を聴いた上で、適切な追加対策等を検討・実施する。

**3（工事実施期間中の工事情報等の公開および工事現場の公開）**

甲は、情報公開を積極的に行うこととし、工事期間中の進捗状況、調査結果等の情報を公表するとともに、工事の現場を公開する機会を設けるものとする。

**4（跡地県有地化に向けた検討の実施）**

甲は、旧RD最終処分場土地の早期の県有地化に向けた検討を進めるものとする。